

●積立金残高のお知らせ

年1回以上原則として勤務先を経由して契約者に積立金残高等についてお知らせします。

●契約者配当金

契約後2年目からの契約者配当金に利息をつけて積み立てたものを積立配当金といいます。なお、この積立利率(配当金積立利率)は今後の金利水準などにより変動します。

●退職等の場合の取り扱い

契約者が、保険料払込期間中、退職や役員昇格により勤労者でなくなり2年経過したときは、契約は解約されたものとみなします。勤務先を退職した場合でも、退職日から2年以内に転職して新しい勤務先が財形住宅制度を採用している場合は、所定の手続きをすることにより契約を継続できます。

●育児休業等を取得する場合の取り扱い

3歳未満の子について育児休業等を取得する場合、その開始日までに所定の手続きをすることにより、休業期間中の保険料の払い込みを中断して契約を継続できます。

●海外転勤の場合の取り扱い

海外勤務期間中でも、契約を継続できます。ただし海外勤務期間が7年以内の場合に限ります。

●契約内容の変更

保険料払込期間中に限り、所定の範囲内で次のような変更を取り扱います。(勤務先を経由してお申し出ください。)

- ・保険料の払込方法の変更
- ・保険料額の変更
- ・保険期間の変更

●高度障害状態に該当した場合の取り扱い

災害高度障害保険金または高度障害給付金をお支払いした場合、高度障害日(被保険者が高度障害状態に該当した日として、第一生命が認定した日)にさかのぼって契約は消滅します。

商品パンフレット(契約概要)

第一の
財形住宅貯蓄

財形住宅貯蓄積立保険



ご注意

- 「商品パンフレット(契約概要)」は、契約内容などに関する重要な事項のうち、特に確認いただきたいことを記載していますので、契約前に必ずお読みください。
- 保険金などのお支払いができない場合についてもあわせてお読みください。—— 2ページの※3

■「商品パンフレット(契約概要)」に記載の支払事由や給付内容に関する制限事項等は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および別途送付する「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。

■契約の際には、あわせて「重要事項説明書(注意喚起情報)」も必ずお読みください。

■税務の取り扱いについては、2022年7月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

■この「商品パンフレット(契約概要)」は、2022年7月時点の関係法令にもとづくもので、今後関係法令の改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

■第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命委託先代理店も同様です。)

引受保険会社

第一生命保険株式会社

〒100-8411
東京都千代田区有楽町1-13-1
電話(03)3216-1211(大代表)
◎第一生命ホームページ
<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは…

【契約締結における担当者の役割】

●生命保険契約は、お客さまと第一生命との間で締結される契約であり、お客さまからの申し込みをいただき、第一生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人は、契約締結の際の媒介をさせていただきますことが役割であり、契約締結の代理権はありません。

【一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」】

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細については、「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご参照ください。

【第一生命の苦情相談窓口】

●生命保険の手続きや契約に関する苦情・相談については、「ご契約成立のお知らせ(契約者証)」および「ご契約のしおり-約款」に記載の担当課またはお近くの第一生命へご連絡ください。

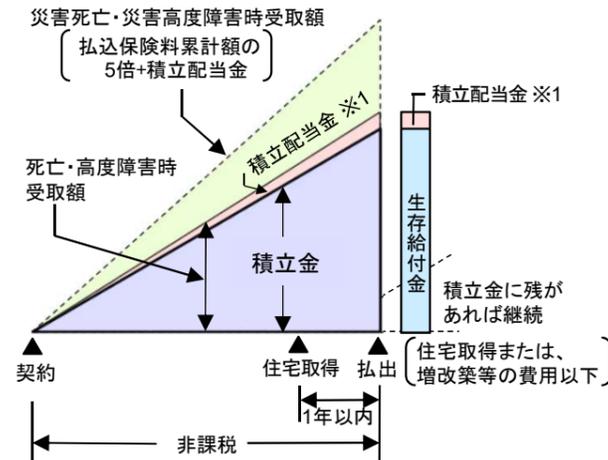
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00
(祝日・年末年始を除く)

第一の財形住宅貯蓄の特徴

- 1 便利な給与天引き貯蓄です。手間がかからず無理なく住宅資金づくりができます。
- 2 非課税制度が利用できます。保険料累計額550万円まで(財形年金貯蓄とあわせて550万円まで)非課税で貯められます。
- 3 不慮の事故等による死亡・所定の高度障害状態のときは払込保険料累計額の5倍相当額の保険金が受け取れます。

しくみと払い出し例

A. 住宅取得または増改築等後1年以内に払い出す場合



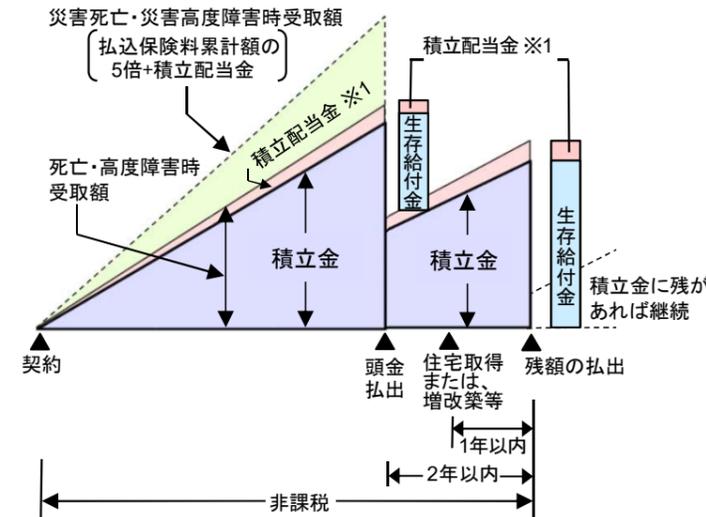
●生存給付金

契約者(被保険者)が所有し居住する住宅を取得または増改築等するときは、生存給付金をお支払いします※2。

●災害死亡・災害高度障害保険金

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故により、その事故の日から数えて180日以内、かつ、保険期間満了前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、災害死亡・災害高度障害保険金(事故の発生時における払込保険料累計額の5倍相当額)をお支払いします※3。また、被保険者が責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間満了前に死亡したときは、第一生命が認定した発病時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡保険金をお支払いします。

B. 住宅取得(増改築等)のための頭金等に充てるため、住宅取得(増改築等)の費用の額か、貯蓄残高の90%以内のいずれか低い額以下を払い出し、2年を経過する日か住宅取得(増改築等)後1年以内のいずれか早い日までに残額を払い出す場合



●死亡・高度障害給付金

被保険者が、保険期間満了前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いする場合を除き、死亡・高度障害給付金(死亡日または所定の高度障害状態に該当した日時点の積立金額)をお支払いします。

- ※1 積立配当金については3ページ留意事項②もご確認ください。
- ※2 目的外のお支払いはできません。その際には、解約(原則として源泉分離課税)することになります。
- ※3 保険金などをお支払いできない場合があります。たとえば、事故の日から数えて180日を超えてから事由に該当しても、災害死亡・災害高度障害保険金の支払対象とはなりません。

取り扱い

●加入できる方

15歳以上55歳未満で、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員の方。

●契約者等

契約者、被保険者、生存給付金の受取人は、同一の勤労者としてします。

●1人1契約の条件

財形住宅貯蓄は1人1契約(指定の1金融機関)に限ります。

●保険料の払い込み

保険料は、毎月払、毎賞与時払、または毎月払と毎賞与時払を併用して払い込んでください。保険料は給与から控除し、定期的に払い込みいただけます。

●保険期間 : 5年以上15年以下(最長40年まで延長可能)

●保険期間の自動延長・短縮

保険期間満了時まで積立金の全部に相当する生存給付金の払い出しがない場合は、保険期間を最長40年まで自動的に1年ずつ延長します。ただし、延長前の保険期間満了の日における契約者の年齢が85歳未満の場合に限ります。また、住宅の取得または増改築等を目的として払い出す場合は、保険期間を5年未満に短縮できます。

●生存給付金

生存給付金は支払請求書類が到着した日の直前の月単位の契約当日における積立金の全部または一部となります。なお生存給付金の請求についての取扱いは次のようになります。

- ①住宅の取得または増改築等後の払い出しの場合
 - ・払い出せる金額は住宅の取得、または増改築等に要した費用以内です。
 - ・住宅の取得または増改築後、1年以内に所定の書類を添えて請求してください。
- ②住宅の取得(登記日)前または増改築等工事完了日前の払い出しの場合
 - ・払い出せる金額は積立金の9割または住宅の取得・増改築等の費用のいずれか低い額以下です。
 - ・払い出しの日から、2年を経過する日または住宅の取得(登記日)・増改築等工事完了日から1年を経過する日のいずれか早い日までに所定の書類を提出してください。なお、この際、住宅の取得または住宅の増改築等の費用が払出額を上回った場合には、その差額を限度として払い出すことができます。ただし、積立金の範囲内に限ります。

給付時受取額例表

〈お客さまの契約の保険料等の詳細については、申込書にてご確認ください〉

毎月払または毎賞与時払の積立額(給与天引きの保険料)および保険期間により、生存給付金の給付時受取額(非課税)はつぎの表の通りになります。(保険料が定期に払い込まれたものとして計算しています。)なお、払込保険料累計額の最高限度は毎月払・毎賞与時払の合計で判定します。

積立例 保険期間	毎月払1万円の場合		毎賞与時払(年2回払) 10万円の場合		毎月払1万円と毎賞与時払(年2回払) 10万円を同時スタートの場合	
	払込保険料 累計額 (万円)	給付時受取額 (非課税) (円)	払込保険料 累計額 (万円)	給付時受取額 (非課税) (円)	払込保険料 累計額 (万円)	給付時受取額 (非課税) (円)
5年	60	602,830	100	1,005,110	160	1,607,950
6年	72	724,080	120	1,207,260	192	1,931,340
7年	84	845,550	140	1,409,790	224	2,255,340
8年	96	967,250	160	1,612,710	256	2,579,960
9年	108	1,089,180	180	1,816,010	288	2,905,180
10年	120	1,211,340	200	2,019,690	320	3,231,030
15年	180	1,825,670	300	3,043,980	480	4,869,640

留意事項〈必ずお読みください〉

①給付時受取額は現時点で確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付時受取額は、2022年10月時点の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。金利水準の低下その他著しい経済変動、財形法の改正等により特に必要があるときには、約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあり、その場合には、**例示している給付時受取額を大きく下回る可能性があります。**したがって、**記載の給付時受取額は将来の受取額を約束するものではありません。**

②記載の数値には積立配当金額を含んでいません。

配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。**今後の経済事情などにより配当金額は変動(増減)しますので、運用実績によっては配当金が支払われないこともあります。**

③解約返戻金が払込保険料累計額を下回ることもあります。

積立金は、払込保険料から災害死亡保険金などのお支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定利率0.5%(2022年10月時点)を付利して積み立てられたものです。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、**解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ります。**なお、途中で保険料を増額した場合、または生存給付金の払い出しを行った場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る期間がより長くなる場合があります。また、他の金融機関からの預替えにより第一生命商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがあります。

④財形住宅貯蓄の保険料は、一般の生命保険と異なり生命保険料控除の対象にはなりません。また、契約者貸付や自動貸付は取り扱いません。

税務の取り扱い

●保険料累計額550万円まで(財形年金貯蓄とあわせて550万円まで)は非課税です。

●保険料累計額は、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載された最高限度額までとなります。申告書の最高限度額は、保険料累計額で550万円以内(財形年金貯蓄とあわせて550万円まで)です。

●住宅取得・増改築等の費用に充てるための生存給付金は原則非課税ですが、つぎの①～⑥の場合は要件違反となり、原則として差益《(生存給付金または返戻金+積立配当金)-保険料累計額》に対して、復興特別所得税を含め20.315%の源泉分離課税となります。

- ①解約の場合
- ②住宅の取得(登記日)後または住宅の増改築等工事完了日後の払い出しで、住宅の取得(登記日)または増改築等工事完了日後1年以内に所定の書類を提出しなかった場合
- ③住宅の取得(登記日)前または住宅の増改築等工事完了日前の払い出しで、払い出しの日から2年を経過する日または住宅の取得(登記日)・増改築等工事完了の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに所定の書類を提出しなかった場合
- ④保険料の最後の払い込みから2年以上経過した場合

⑤取得または増改築等をした住宅が、財形法および関係政省令で定められた要件に該当しないつぎの場合

- 【持家としての住宅の取得】
 - ・自ら所有・居住する住宅ではない
 - ・床面積が、50㎡未満
 - ただし、新築または建築後未使用の住宅で、2023年12月31日までに建築確認を受けたものは40㎡未満
 - ・耐震構造以外の中古住宅で1981年12月31日以前に建築されたもの
- 【持家である住宅の増改築等】
 - ・自ら所有・居住する住宅ではない
 - ・床面積が、50㎡未満
 - ・増改築等の工事費用が75万円以下

⑥解約(課税対象)した場合で、その解約の日までの5年以内に非課税で頭金等の一部払い出しをしている場合は、その差益については非課税の適用がなかったものとし、解約の日に差益の支払いがあったものとみなして課税されます。

・③、④の場合は該当したときに解約となります。

財形住宅貯蓄の契約者は財形住宅融資が受けられます。

●持家の取得(住宅の新築、購入、増改築)に際し、財形貯蓄残高を基準とする所定の限度額まで、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けることができます。融資を受ける場合の要件・手続き・利率などの詳細は、勤務先の厚生担当者または独立行政法人住宅金融支援機構等の融資業務を扱っている機関にお問い合わせください。